

つくばみらい市告示第139号

つくばみらい市保育体制強化事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年11月4日

つくばみらい市長 小 田 川 浩



つくばみらい市保育体制強化事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

つくばみらい市保育体制強化事業費補助金交付要綱（平成29年つくばみらい市告示第185号の1）の一部を次のように改正する。

第1条の2中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同条第2号中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）」を「認定こども園法」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

（2） 保育所型認定こども園 法第39条第1項の施設であって、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。

以下「認定こども園法」という。）第3条第2項第2号の認定を受けた施設
第2条第1号中「おいて保育所」の次に「、保育所型認定こども園」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後のつくばみらい市保育体制強化事業費補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。